

大阪府四條畷保健所運営協議会の委員名簿

(令和7年4月24日現在)

氏名	フリガナ	職名	選任理由
浅野 弘資	アサノ ヒロツグ	大東商工会議所 会頭	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
池永 安宏	イケナガ ヤスヒロ	交野市教育委員会 教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
今井 清	イマイ キヨシ	社会福祉法人 大東市社会福祉協議会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
内海 久子	ウツミ ヒサコ	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
逢坂 伸子	オウサカ ノブコ	大東市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
岡本 功	オカモト イサオ	大東市教育委員会 教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
河口 理	カワグチ オサム	大東・四條畷歯科医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
木村 実	キムラ ミノル	四條畷市教育委員会 教育長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
楠元 貴司	クスモト タカシ	交野市歯科医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
小菓 裕成	コカ ヒロナリ	交野市医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
小谷 明	コタニ アキラ	学校法人四條畷学園理事長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
銭谷 翔	ゼニヤ ショウ	四條畷市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任
谷池 一晃	タニイケ カズアキ	大東食品衛生協会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者(所管区域において保健所運営に関連する団体の代表)」として選任
津村 元彦	ツムラ モトヒコ	大阪府交野警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
西野 稔	ニシノ ミノル	北河内薬剤師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
福田 泰樹	フクダ ヤスキ	大東・四條畷医師会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
前波 艶子	マエバ ツヤコ	社会福祉法人交野市社会福祉協議会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
三ツ川 敏雄	ミツカワ トシオ	社会福祉法人四條畷市社会福祉協議会 会長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項2「医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者」として選任
みよし かおる	ミヨシ カオル	大阪府議会議員	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項5「知事が適当と認める者」として選任
山岡 一馬	ヤマオカ カズマ	大阪府四條畷警察署長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項4「関係行政機関の職員」として選任
山本 景	ヤマモト ケイ	交野市長	大阪府保健所運営協議会規則第2条第2項3「市町村長」として選任

(五十音順)